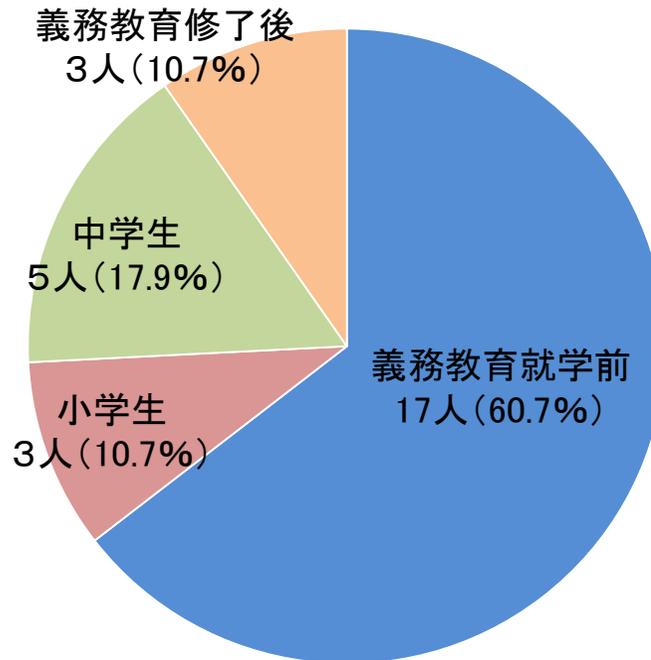


2. 居住実態が把握できない児童（28人）の状況（平成29年6月1日時点）

学年別の状況

- 「義務教育就学前」が17人（60.7%）、「小学生」が3人（10.7%）、「中学生」が5人（17.9%）、「義務教育修了後」が3人（10.7%）。
（※）学年は、平成28年6月1日時点。
- 「義務教育就学前」が17人と最多で、全体の6割以上を占めている状況。

<平成28年度調査>

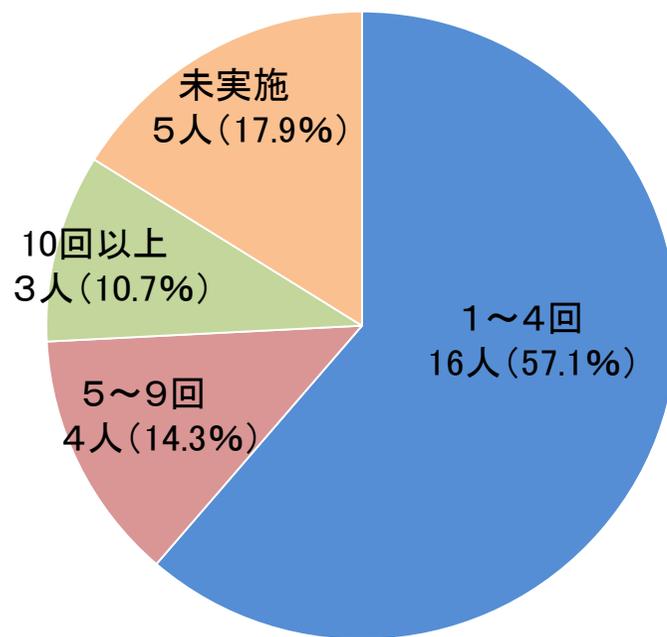


総数：28人

家庭訪問調査の状況 【2の続き】

- 「1～4回」が16人（57.1%）で最多。次いで「未実施（※）」が5人（17.9%）、「5～9回」が4人（14.3%）、「10回以上」が3人（10.7%）。
（※）理由については、例えば、「海外に出国している可能性がある」等により住所地等に居住していないことが明らかである場合等。海外に出国している可能性に関する情報がある児童は、10人（35.7%）。
- 1回以上の家庭訪問調査を実施している割合は8割を超えており、児童の所在等確認のための積極的な家庭訪問調査を実施している状況。

<平成28年度調査>

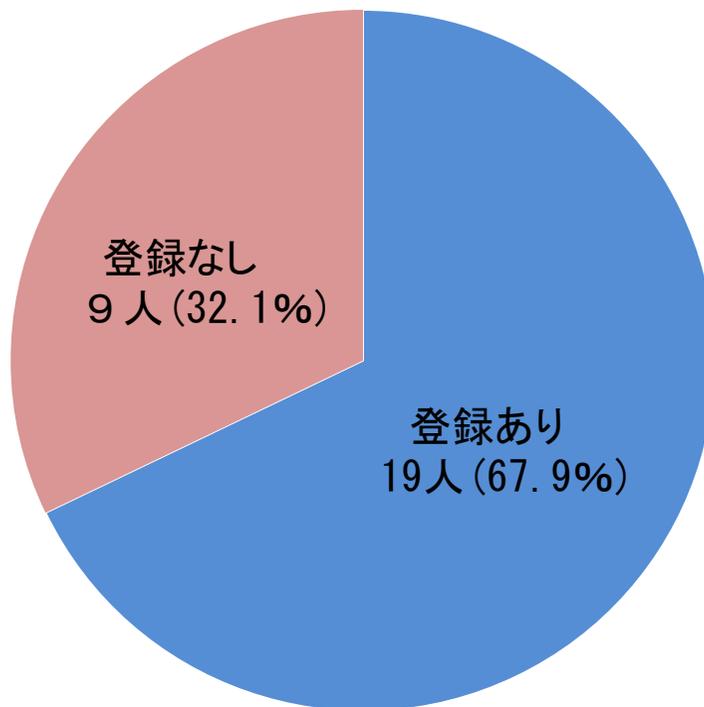


総数：28人

要保護児童対策地域協議会へのケース登録の状況 【2の続き】

- 「登録あり」が19人（67.9%）、「登録なし（※）」が9人（32.1%）。
（※）理由については、例えば、「海外に出国している可能性がある」、「警察に通報（相談）している」。

<平成28年度調査>

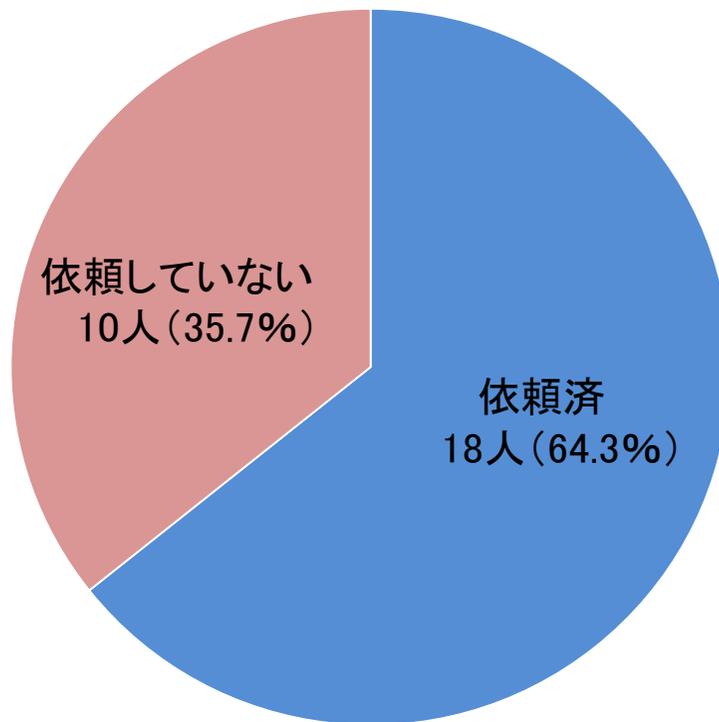


総数：28人

児童相談所との情報共有・連携に係る依頼の状況 【2の続き】

- 「依頼済」が18人（64.3%）、「依頼していない（※）」が10人（35.7%）。
（※）理由については、例えば、「海外に出国している可能性がある」、「警察に通報（相談）している」。

<平成28年度調査>

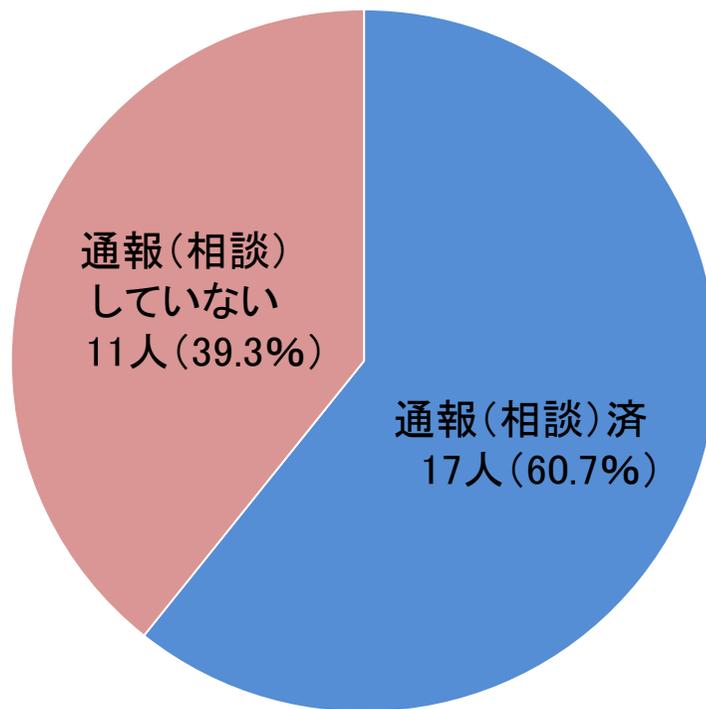


総数：28人

警察への通報（相談）の状況 【2の続き】

- 「通報（相談）済」が17人（60.7%）、「通報（相談）していない（※）」が11人（39.3%）。
（※）理由については、例えば、「海外に出国している可能性がある」。

<平成28年度調査>



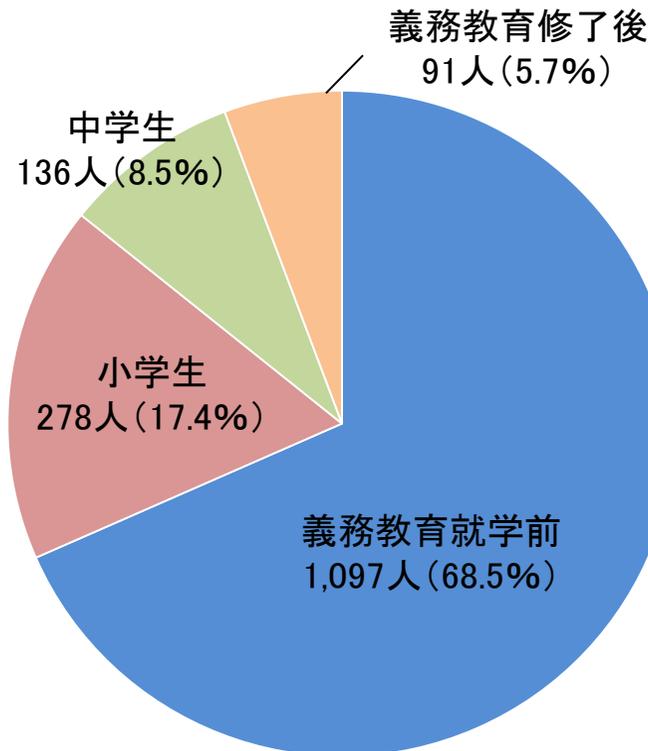
総数：28人

3. 所在等が確認できた児童（1,602人）の状況（平成28年6月2日～平成29年5月31日）

学年別の状況

- 「義務教育就学前」が1,097人（68.5%）、「小学生」が278人（17.4%）、「中学生」が136人（8.5%）、「義務教育修了後」が91人（5.7%）。（※）学年は、平成28年6月1日時点。
- 居住実態が把握できない児童の状況と同様、「義務教育就学前」が1,097人と最多で、全体の6割以上を占めている状況。

<平成28年度調査>

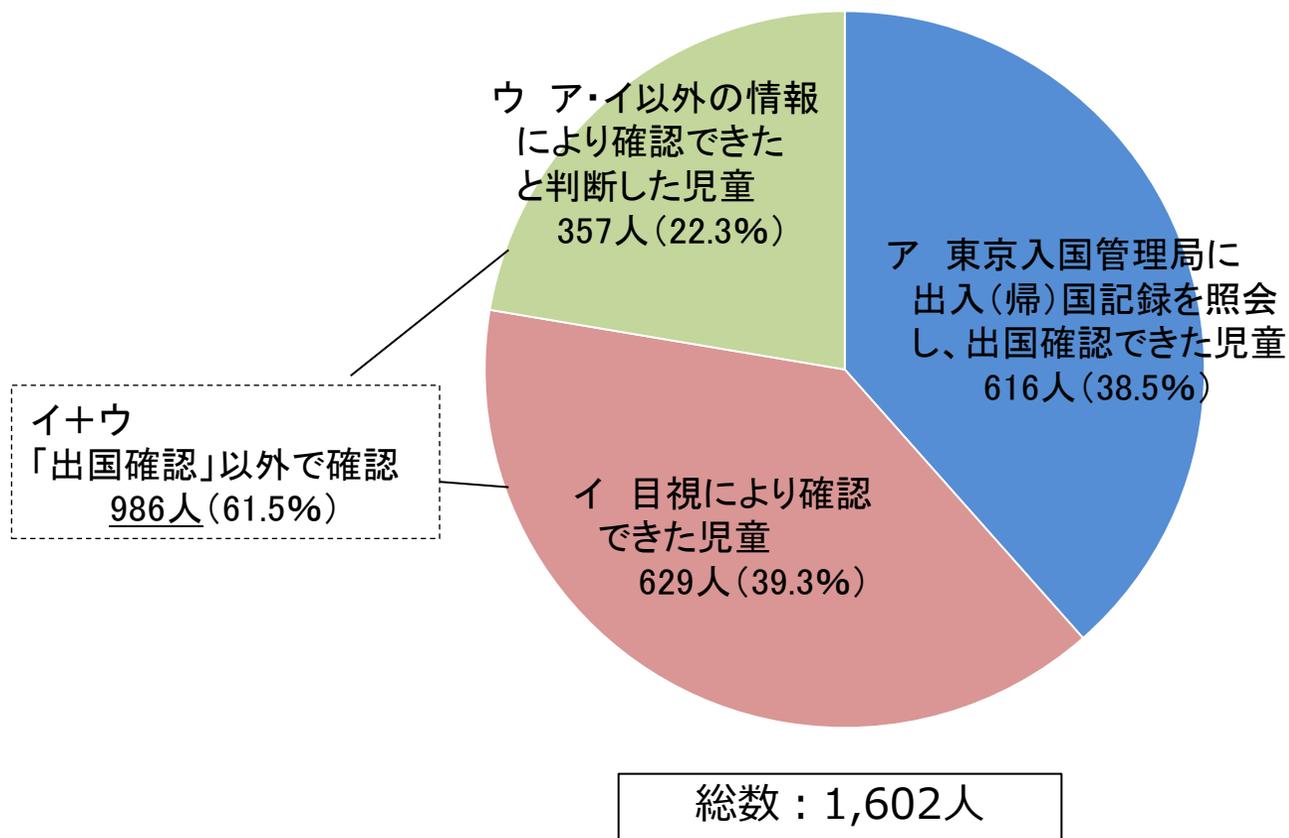


総数：1,602人

所在等が確認できた方法 【3の続き】

- 「イ 目視により確認できた児童」が629人（39.3%）で最多。次いで、「ア 東京入国管理局に出入（帰）国記録を照会し、出国確認できた児童」が616人（38.5%）、「ウ ア・イ以外の情報により確認できたと判断した児童」が357人（22.3%）。

<平成28年度調査>

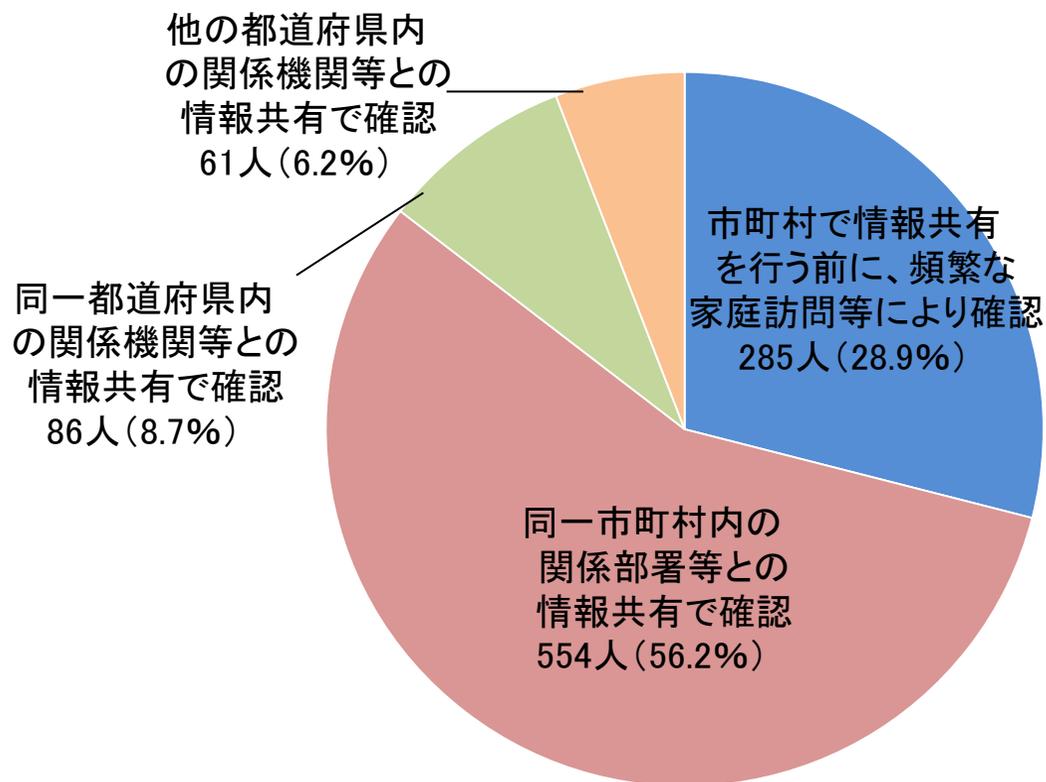


所在等が確認できた方法の詳細

～「出国確認」以外の方法で所在等が確認できた986人（前ページのイ+ウ）の状況～ 【3の続き】

- 「同一市町村内で確認」が554人（56.2%）で最多。次いで「頻繁な家庭訪問等により確認」が285人（28.9%）、「同一都道府県内で確認」が86人（8.7%）、「他の都道府県内で確認」が61人（6.2%）。
- 特に「頻繁な家庭訪問等により確認」と「同一市町村内で確認」の合計は、前年度調査と同様に8割超。

<平成28年度調査>



総数：986人

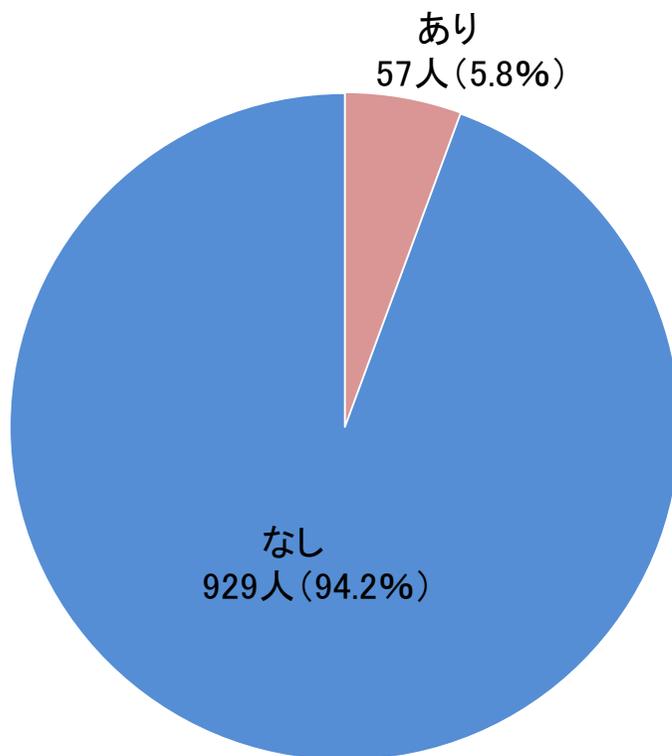
所在等が確認できた際の虐待又は虐待の疑いの有無

～「出国確認」以外の方法で所在等が確認できた986人（9ページのイ+ウ）の状況～ 【3の続き】

○ 「あり（※）」との回答が57人（5.8%）。

（※）理由については、例えば、「学校に通わせていないため（教育ネグレクト）」、「保護者の養育力不足等によるネグレクトの疑いがあるため」、「虐待の疑いに関する周囲の者からの情報を得ていたため」等。

<平成28年度調査>



総数：986人

所在等の確認の取組事例

取組事例①

1. 所在等の確認が必要な児童として判断した経緯等

- 実父、実母、本児(3歳)の世帯。 ※年齢は平成28年6月1日時点
- 住所地市町村では、前住所地市町村からの連絡により、本世帯が転居を繰り返しており、実父の経済的DV、支援者不在による実母の孤立状況があることを転入時から把握。
- 住所地市町村において、児童家庭相談を行っていたところ、本世帯が転居し、両親ともに携帯電話料金滞納により連絡がつかなくなったことから、所在等の確認が必要と判断。

2. 所在等の確認のための取組

- アパート管理会社への退去状況の照会、児童相談所への調査対象児童としての報告を実施。
- 住所地市町村の児童福祉部門から国民健康保険部門へ記録を照会したところ、母方実家のある市町村における医療の受診歴が判明。
- 住所地市町村から母方実家のある市町村に対し、母方実家への訪問調査について協力を依頼し、訪問調査の結果、実母と本児は母方実家に居住していたことが判明。

3. 所在等の確認後の児童への支援

- 実母は実父との離別を決意し、実家へ戻っていたことから、母方実家のある市町村へ母子に関する情報を提供し、ケース移管を実施。
- 行政に対してSOSを発しない実母の特性を踏まえ、母方実家のある市町村に対し、住民登録手続、各種手当の受給、健康保険等の母子生活全般における見守り・支援を依頼し、実母も支援の受入れを了解。
- 児童相談所も母方実家のある市町村を管轄する児童相談所へ情報提供を実施。

4. 本事例から得られた取組のポイント

- ☆ 国民健康保険等の各種情報を確認したことが所在判明の手がかりとなった。
- ☆ 住所地市町村から居所市町村に対して訪問調査を依頼した際、虐待要因を踏まえて迅速な調査・対応が行われ、児童の安全が確認された。
- ☆ 自治体間の情報共有により、転居を繰り返す経緯を踏まえ、再び居住実態が不明とならないよう実母と連絡を密に取り合う関係づくり・支援が行われるようになった。

1. 所在等の確認が必要な児童として判断した経緯等

- 実父、実母、長男、本児(6歳)の世帯。 ※年齢は平成28年6月1日時点
- 本児が入学予定の小学校から入学に向けた連絡等をするも応答なく、住所地には別の世帯が居住していることが判明したことなどから、住所地市町村において所在等の確認が必要と判断。

2. 所在等の確認のための取組

- 長男が住所地市町村外の私立中学校へ進学していることが判明したことから、住所地市町村では、教育委員会と連携し、小学校から実父へ連絡を行い、転居等の手続き及び本児の就学等について働きかけを行うも対応がなされないため、小学校から児童相談所へ情報提供するとともに、経過確認を実施。
- 居住地市町村に協力を求め、父から聴取した居住地を訪問するも応答がないことから、合わせて、母方実家のある市町村へも協力を求め、教育委員会からの母方実家への連絡や児童福祉部門による家庭訪問を行うも、世帯の所在は把握できなかった。
- 住所地を管轄する児童相談所から居所を管轄する児童相談所へ協力を求め、長男の通っていた中学校が把握していた居住地を訪問するも、児童相談所による訪問と知った父が対応しなくなったため、危険度が高いと判断し、居住地を管轄する警察にも情報提供。並行して、住所地市町村においても児童相談所を通じて住所地を管轄する警察へ連絡し、警察においても母方実家と居住地を管轄する各都道府県警察へ連絡。
- 母方実家を管轄する警察が母の親族に働きかけて母へ連絡し、世帯で滞在していたビジネスホテルにおいて、居住地を管轄する警察が本児の安全確認を行った。

3. 所在等の確認後の児童への支援

- 母方実家のある市町村に世帯で転入手続きを行い、本児も小学校へ登校を開始しており、母方実家のある市町村において、本児の通学状況等の見守り・支援を実施。

4. 本事例から得られた取組のポイント

- ☆ 住所地市町村、居住地市町村及び母方実家のある市町村において、市町村、児童相談所、教育委員会、警察等の関係機関が連携して児童の安全確認が行われた。
- ☆ 市町村間の連携により、児童の所在確認後の支援につながられた。

平成29年度「居住実態が把握できない児童」に関する調査の実施について

「居住実態が把握できない児童」に関する調査について（平成29年8月4日付け子家発0804第1号）

<調査について>

- 「居住実態が把握できない児童」については、特に支援を必要としている場合があることから、乳幼児健康診査が未受診等で電話や家庭訪問等による連絡が取れない状況にある「調査対象児童」については、早急な所在及び安全確認を行うことが必要である。
- 平成28年度に引き続き、平成29年6月1日時点の調査対象児童について、平成30年5月31日までの各市町村における所在等の確認状況の調査を実施中。※ 調査の概要については別添参照。

<調査に当たっての留意事項>

- 乳幼児健康診査や就学時の健康診断が未受診、訪問等をしても養育者が子どもに会わせない、転居を繰り返している等により児童の所在等が確認できない場合は、虐待のおそれがあることも念頭に、早急な児童の所在及び安全の確認、状況把握を行う。
- 所在等の確認に当たっては、要保護児童対策地域協議会の場を活用するとともに、児童相談所や警察等の関係機関と連携を図る。
- 海外出国・居住の可能性が低い場合には、頻繁な家庭訪問、市町村内の関係部署との情報共有により、所在等の把握につながる情報の把握に努める。
※ 出国確認以外の方法で確認された児童の8割以上が「頻繁な家庭訪問等により確認」及び「同一市町村内で確認」により所在等の確認ができている（平成28年度調査）
- 児童の所在等が確認できた際に、支援が必要と認められる場合は、要保護児童対策地域協議会にケース登録して関係部署、関係機関が連携して支援の方針・内容を検討し、必要な支援サービス等の活用や措置の実施を図る。
- 児童の所在等が確認できた後も、居住実態を継続的に確認し、必要な支援を行うため、継続的な家庭訪問等により、保護者等と連絡を取り合う関係を構築しつつ、支援を実施する。

平成29年度「居住実態が把握できない児童」に関する調査の実施について【概要】

○ 回答期限 第一次期限：平成29年4月10日

第二次期限：平成30年6月6日

※平成30年4月1日時点。全市町村。

※平成30年6月1日時点。4月1日時点で所在等が確認できない児童がいる市町村。

平成29年6月1日時点の全調査対象児童について必須調査項目

- ①住所都道府県名、市町村名
- ②年齢、学年、性別
- ③戸籍の有無
- ④調査対象児童の存在を把握した時期
- ⑤調査対象児童の存在を把握する端緒となった主な業務
- ⑥平成26～28年度調査で「居住実態が把握できない児童」として報告していたか否か

平成29年6月1日～平成30年5月31日までに所在等が確認できた児童についての調査項目

- 居所都道府県名、市町村名
- 住民票上の住所地での居住の有無
- 所在等が確認できた方法、その詳細
- 所在等の確認につながる情報が得られた調査先
- 所在等が確認できた年月日
- 義務教育就学中の児童で、出国確認以外の方法により確認した場合の、所在等の確認時の就学の状況
- 出国確認以外の方法により確認した場合の、「所在等が確認できるまでの間」又は「所在等の確認時」における「虐待又は虐待の疑い」に関する情報の有無
 - ・「情報あり」の場合
当該情報の詳細、所在等確認時の状況
市町村、児童相談所等による支援内容等
 - ・「情報なし」の場合
所在等の確認時の状況

平成30年6月1日時点で居住実態が把握できない児童についての調査項目

- 家族の所在の状況、住所地の住居における居住状況等
- 調査対象児童の存在を把握して以降の訪問調査の回数
- 調査対象児童の所在等を確認するための調査先（※）
 - 〔（※） 自市町村の関係部署等、自都道府県内の関係機関等、
自都道府県外の関係機関等、その他〕
- 「虐待又は虐待の疑い」に関する情報の有無、具体的対応
 - ・「情報あり」の場合の当該情報の詳細
- 要保護児童対策地域協議会へのケース登録状況、登録の時期、登録しない理由
- 児童相談所との情報共有・連携に係る依頼状況、依頼の時期、依頼しない理由
- 警察への通報（相談）状況、通報（相談）の時期、行方不明者届提出の有無、通報（相談）しない理由
- 東京入国管理局への照会状況、直近の回答日
- 海外出国又は海外居住の可能性に関する情報の有無
- DVで他市町村に避難している可能性に関する情報の有無
- 所在等を確認する上で生じている個々の問題点

児童虐待防止推進月間における取組について（平成29年度）



- 平成16年から毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、集中的な広報・啓発を実施。
- 月間の開始にあたり、毎年閣議において厚生労働大臣から各大臣に対し、**月間への積極的な協力と「オレンジリボン・バッジ」の着用を依頼**（閣議日：10月27日（金））。

1 「子どもの虐待防止推進全国フォーラム in こうち」の開催 【台風の影響により中止】

平成29年10月28日(土)、29日(日) 高知県高知市において、基調講演・分科会等を実施。

主催：厚生労働省 共催：高知県、高知市

2 「児童虐待防止推進月間」標語の募集・決定・公表

あんま あずさ

（平成29年度最優秀作品）『**いちはやく 知らせる勇氣 つなぐ声**』 安間 梓さん（愛知県）の作品

- ※ 全国からの応募総数6,477作品の中から最優秀作品を選考し、最優秀作品の作者には、厚生労働大臣賞を授与。厚生労働省が作成する各種広報媒体に掲載。

3 広報・啓発物品の全国配布【別紙参照】

ポスター、リーフレットなど、児童相談所全国共有ダイヤル「189」を記載した広報・啓発物品を作成、配布。

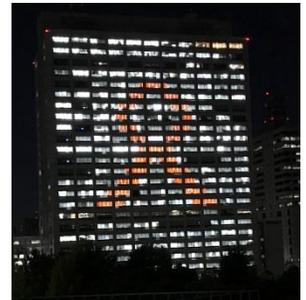
4 一般メディアの活用等による広報啓発

- ・ 新聞突出し広告で「189」等を周知（中央4紙、地方62紙等に順次掲載）（11月27日（月）～12月3日（日））
- ・ 政府広報・Yahoo!バナー広告への掲載（11月13日（月）～19日（日））

5 厚生労働省庁舎のオレンジリボンドレスアップ

室内照明により厚生労働省の庁舎（中央合同庁舎5号館）の窓ガラスにオレンジリボンが浮かび上がるようドレスアップを実施（11月6日（月）～10日（金）の5日間）。

- ※ 全国の自治体においてもライトアップ、横断幕の掲揚等の取組を実施。



厚生労働省庁舎のドレスアップ

6 児童虐待防止対策協議会の開催

児童虐待に係る府省庁等及び関係団体が一堂に会し、連携強化や更なる対策の充実を図るため、児童虐待防止に向けた取組状況に係る情報交換等を行う。

（日時）11月22日（水）13:30～15:30 （会場）厚生労働省18階専用22会議室

- ※ 月間では、全国の自治体、関係府省庁、関係団体等においても様々な取組を実施（厚生労働省ホームページで掲載）。